

第 1 節 千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

「千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第 1 次計画」という。）は、本県初の特別支援教育に関する総合的な基本計画として、平成 19 年 3 月に策定されました。

平成 19 年というのは、我が国における障害のある幼児児童生徒等に対する教育が、それまでの特殊教育から特別支援教育へと発展的に転換された年であり、この転換に合わせて策定しました。

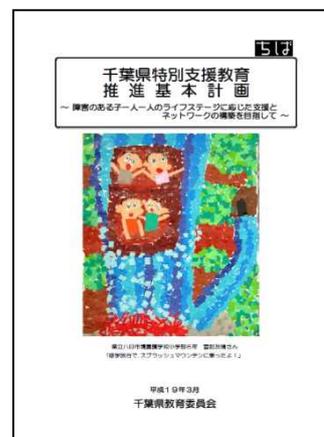
障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行えるようにするため、次に示す、本県の「特別支援教育の基本的」な考え方を踏まえ 6 つのテーマを設定し、計画期間である 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）にわたって特別支援教育の推進に努めました。

【特別支援教育の基本的な考え方】

- ・ 全ての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在である。
- ・ 地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指す。
- ・ 自立や社会参加に向けて、能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指す。

六つのテーマ

- I 早期の教育相談支援体制の整備
- II 小・中学校における特別支援教育の整備・充実
- III 今後の特別支援学校の新たな機能の構築
- IV 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援
- V 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- VI 学校と教員の専門性の維持・向上



第 1 次計画の 10 年間で、小・中学校の個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率の向上、特別支援学校の幼児児童生徒数の増加に伴う過密化対応として新設校・分校・分教室の開設、特別支援学校と小・中学校等との学校間交流の増加、各種研修会や特別支援アドバイザーの派遣等による教職員の専門性の向上などの成果がありました。

一方で、さらなる関係機関の連携の強化、個別の教育支援計画を活用した就学相談、連続性のある多様な学びの場の整備、特別支援学校の多様な教育機能の充実、高等学校における特別支援教育の充実、生涯学習や余暇活動に関する取組の充実、教員の専門性の一層の向上などの課題も明確となったことから、第 2 次千葉県特別支援教育推進基本計画へと引き継ぎました。

第2節 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

1 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

(1) 基本的な考え方

共生社会の形成に向けた我が国の特別支援教育の理念を踏まえ、特別支援教育推進基本計画（第1次）の基本的な考え方を引継ぎつつ、新たな課題への対応を図るとともに、さらに、障害のある幼児児童生徒が主体的に生きていくという考えを進めて、第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（以下「第2次計画」という。）の基本的な考え方を以下の3点としました。

基本的な考え方

－ 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 －

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育を目指します。
- 障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人と共に社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。

(2) 計画の期間

第1次計画では計画期間が10年間でしたが、変化の激しい時代への対応を考慮し、第2次計画では平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間としました。

2 第2次計画の重点的な取組と主な取組について

第2次計画では、下記の5つの重点的な取組に基づき、20の主な取組を定め、さらにその下に74の具体的な取組を位置付けて取組を進めてきました。

重点的な取組Ⅰ 早期からの教育相談と支援体制の充実

- 主な取組1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実
- 主な取組2 適切な就学の相談支援の充実

重点的な取組Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

- 主な取組1 地域でともに学び育つ教育の推進
- 主な取組2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
- 主な取組3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
- 主な取組4 高等学校における特別支援教育の充実
- 主な取組5 ICTを活用した教育の推進
- 主な取組6 特別支援学校が有する多様な教育機能の充実
- 主な取組7 様々な困難をかかえる子供への支援の充実

重点的な取組Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実

- 主な取組1 特別支援学校の計画的な整備
- 主な取組2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備
- 主な取組3 特別支援学校が有する多様な教育機能の充実

重点的な取組Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

- 主な取組1 キャリア教育と職業教育の充実
- 主な取組2 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築
- 主な取組3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築
- 主な取組4 障害者への学びの支援
- 主な取組5 障害者に対する理解の普及啓発

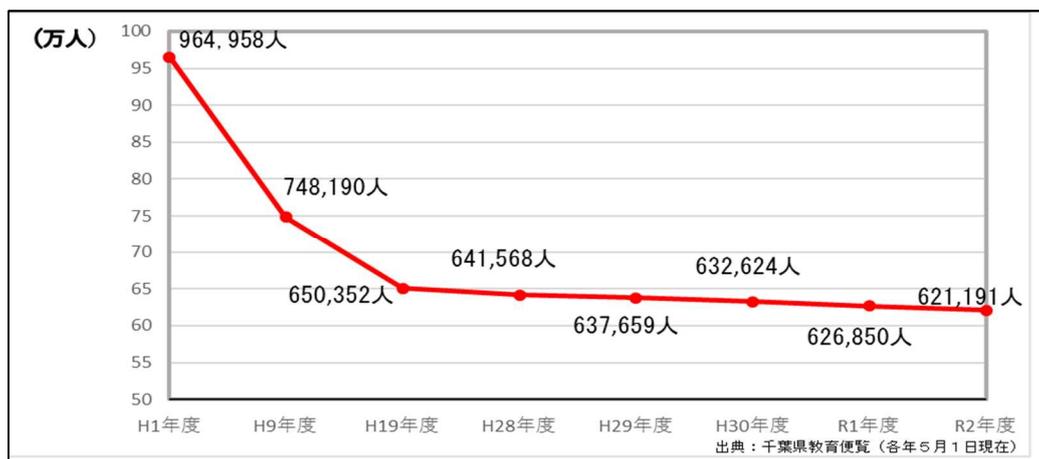
重点的な取組Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

- 主な取組1 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進
- 主な取組2 特別支援教育に関する研修の充実
- 主な取組3 異校種間の計画的な人事交流の推進

第 3 節 第 2 次計画策定後の千葉県の特別支援教育の現状

1 千葉県の児童生徒数の推移について

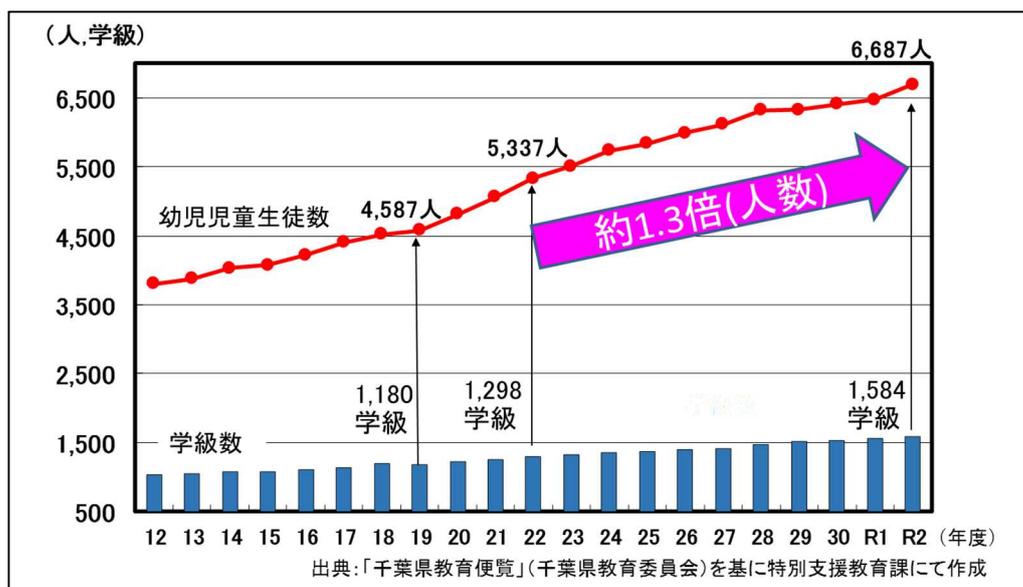
県内国公立及び私立の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の児童生徒数ですが、平成元年は 964,958 人でしたが、その後、児童生徒数は減少の一途をたどり、令和 2 年は 621,191 人となりました。第 2 次計画策定後は 60 万人台で、年々わずかずつですが減少しています（グラフ 1 参照）。



【グラフ 1】県内の国公立・私立小・中学校、義務教育学校、高等学校（全日・定時・通信）に通う児童生徒数

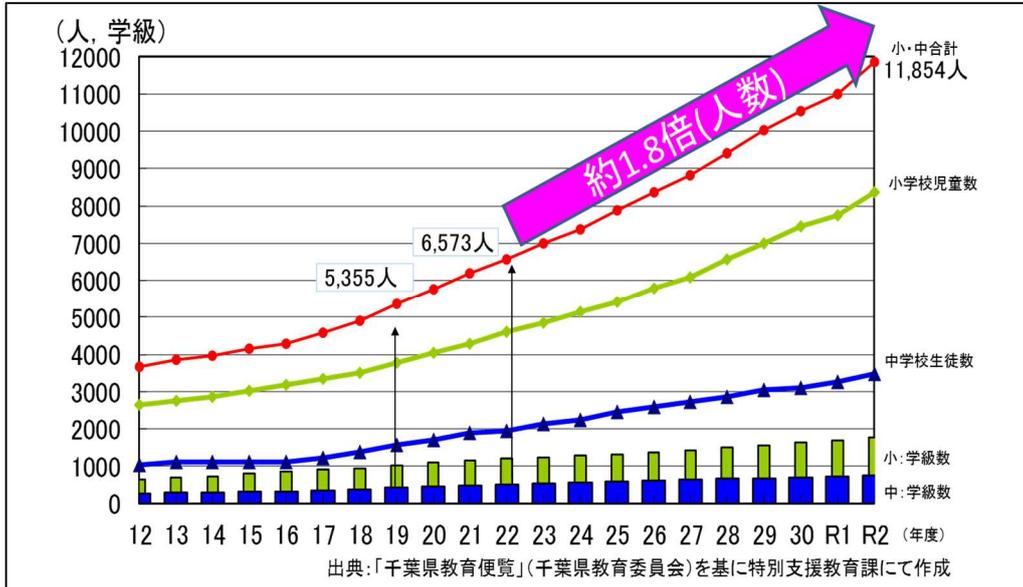
一方で、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ児童生徒数、小・中学校や義務教育学校で通級による指導を受けている児童生徒数は増加しています。

公立特別支援学校で学ぶ児童生徒数ですが、特別支援教育がスタートした平成 19 年度は、1,180 学級で 4,587 人が学んでいましたが、令和 2 年度は 1,584 学級で 6,687 人が学んでいます。10 年前の平成 22 年度と比較すると、児童生徒数は約 1.3 倍の増加となっています（グラフ 2 参照）。



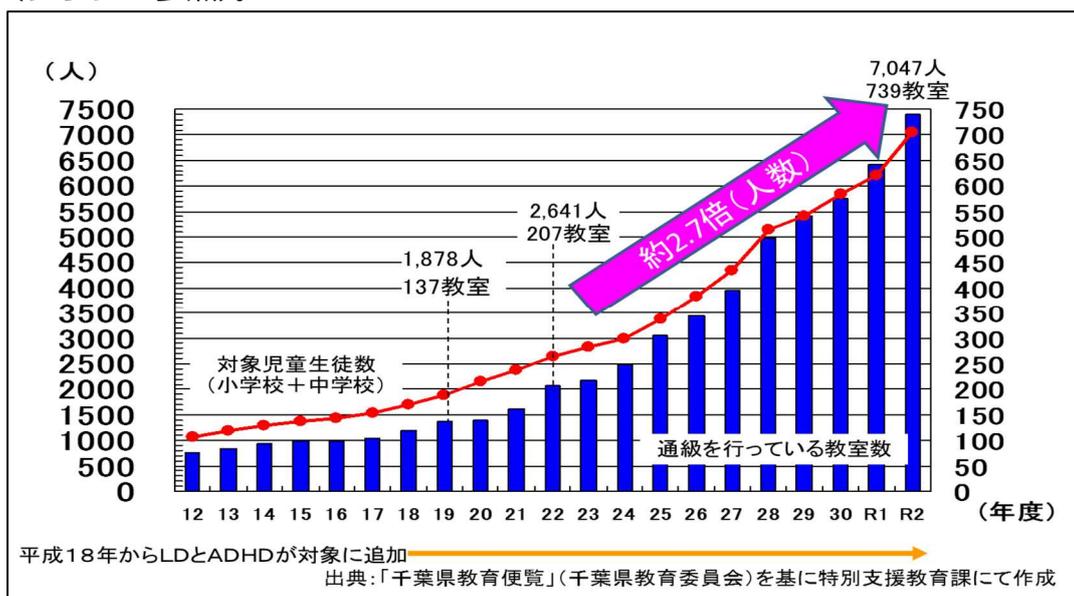
【グラフ 2】県内の公立特別支援学校在籍児童生徒数

公立小・中学校等の特別支援学級在籍の児童生徒数も増加しており、平成 19 年度は、小学校等の 1,008 学級、中学校等の 422 学級で 5,355 人の児童生徒が学んでいましたが、令和 2 年度は小学校等で 1,764 学級、中学校等で 760 学級で 11,854 人が学んでいます。児童生徒数を平成 22 年度と比較すると、約 1.8 倍の増加となっています（グラフ 3 参照）。



【グラフ 3】 県内の公立小・中学校等の特別支援学級在籍児童生徒数

次に、公立小・中学校等の通級による指導を受けている児童生徒数の状況ですが、特別支援学校や特別支援学級在籍の児童生徒数よりも高い増加率を示しています。平成 19 年度は、137 教室で 1,878 人が指導を受けていましたが、令和 2 年度では、739 教室で 7,047 人が指導を受けています。通級による指導を受けている児童生徒数を平成 22 年度と比較すると、約 2.7 倍の増加となっています（グラフ 4 参照）。



【グラフ 4】 県内の公立小・中学校等で通級による指導を受けている児童生徒

県内の国公立及び私立の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の児童生徒数は減少していますが、特別支援学校在籍児童生徒数、等の特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数は増加しています。これは特別支援教育の理解が進み、個々に応じた適切な教育を受けたいという意識が高まってきたことによるものであり、特に通級による指導については、この10年間で約2.7倍の増加を示しており、ニーズの高さが表れています。

2 千葉県の特特別支援学校の状況

第2次計画に基づき、新たな特別支援学校の設置等に取り組んできました。また、障害のある児童生徒が、より居住地に近い場所で、専門性のある指導を受けることができるよう、総合的な教育機能を有する特別支援学校の展開を推進しました。

(1) 第2次計画策定後の開校、増設

第2次計画策定以降の新設校開校等については、下記のとおりです(表1参照)。

年度	学校	形態
平成29年度	栄特別支援学校	開校
平成30年度	君津特別支援学校作業棟	増築
	市川特別支援学校作業棟	増築
令和元年度	市原特別支援学校教室棟	増築

【表1】第2次計画以降の新設校開校等の状況

令和3年12月現在、桜が丘特別支援学校に教室棟の増築を、また、流山市内に東葛の森特別支援学校の令和4年度の開校に向けた準備を進めているところです。

(2) 複数障害種に対する教育機能を有する特別支援学校

令和3年度現在、複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校は、下記のとおりです(表2参照)。

学校名	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱
県立袖ヶ浦特別支援学校				○	○
県立柏特別支援学校			○		○
県立栄特別支援学校			○	○	
県立銚子特別支援学校			○	○	
県立大網白里特別支援学校			○	○	
県立長生特別支援学校			○	○	
県立安房特別支援学校		○	○	○	○
県立君津特別支援学校			○	(予定)	○
県立矢切特別支援学校			○	(R4 予定)	
県立野田特別支援学校			○	(R4 予定)	

【表2】複数障害種に対する教育機能を有する県立特別支援学校(令和3年度現在)

令和3年度、柏特別支援学校に病弱に対する教育機能を、栄特別支援学校と安房特別支援学校に肢体不自由に対する教育機能を追加しました（図6参照）。

令和4年度には、矢切特別支援学校と野田特別支援学校に肢体不自由に対する教育機能を追加する予定です。また、過密状況への対応と併せて、今後、君津特別支援学校についても肢体不自由に対する教育機能を追加する予定です。

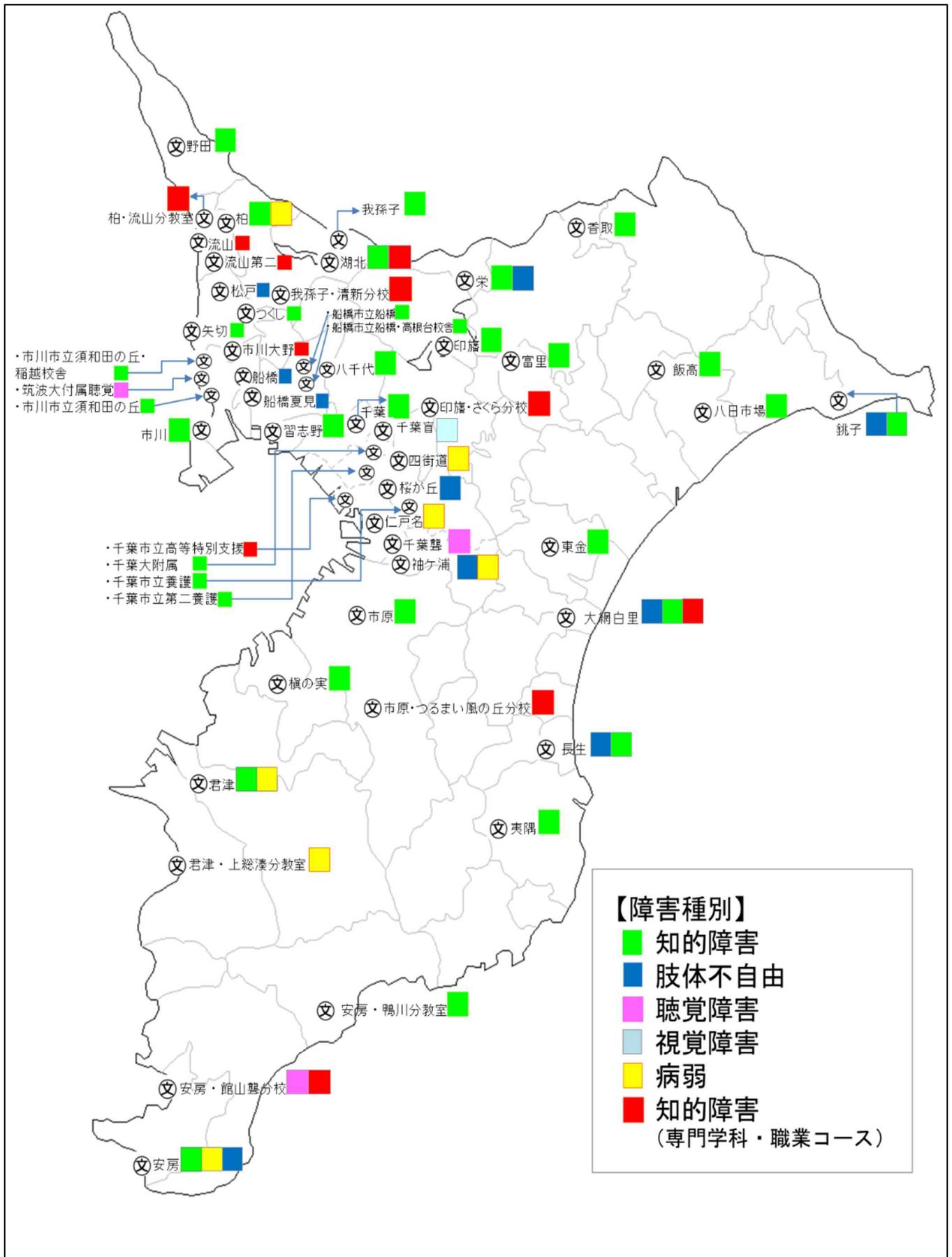
（3）小・中学校等に対して通級による指導を実施している特別支援学校

県立特別支援学校が、地域の小・中学校等の児童生徒に対して通級による指導を実施しています。第2次計画以前の平成28年度は、13の特別支援学校（延べ16校）で通級による指導を実施していましたが、令和3年度は17の特別支援学校（延べ32校）で通級による指導を実施しています。

令和3年度現在、小・中学校等の児童生徒に対して通級による指導を実施している特別支援学校は、下記のとおりです（表3参照）。

学校名	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
県立千葉聾学校		○		
県立桜が丘特別支援学校			○	
県立仁戸名特別支援学校				○
県立袖ヶ浦特別支援学校			○	○
県立船橋特別支援学校	○	○	○	
県立船橋夏見特別支援学校			○	○
県立松戸特別支援学校			○	
県立柏特別支援学校				○
県立野田特別支援学校	○	○	○	
県立千葉盲学校	○			
県立四街道特別支援学校				○
県立栄特別支援学校			○	○
県立銚子特別支援学校	○	○	○	○
県立大網白里特別支援学校	○	○	○	
県立夷隅特別支援学校			○	
県立君津特別支援学校	○		○	○
県立安房特別支援学校		○	○	
合計	6校	6校	12校	8校

【表3】小・中学校等に対して通級による指導を実施している特別支援学校（令和3年度現在）



【図6】令和3年度 県内の国公立特別支援学校の設置状況

第4節 第2次計画に基づく具体的な取組及び成果と課題

1 5つの重点的な取組

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育局分科会より、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出されましたが、ここでは、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約第24条に記載されているインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため特別支援教育の推進が必要であると示されました。

本県においても、このインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある児童生徒が、将来を見据え、個々に応じた適切な指導、必要な支援を受けることができるよう、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備、充実を図ってきました。「いつでも」

「どこでも」「だれにでも」を合言葉に、適切な指導及び必要な支援ができるよう、第2次計画における「早期からの教育相談と支援体制の整備」、

「連続性のある『多様な学びの場』と支援の充実」、「特別支援学校の整備と機能の充実」、「卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実」、「特別支援教育に関する教員の専門性の向上」の5つの重点的な取組に基づき、取組を進めてきました。

2 主な成果

就学前、小・中学校、高等学校、特別支援学校といったそれぞれの学びの場の充実を図ることができました。就学前については、特別支援学校、総合教育センター特別支援教育部（以下「総セ支援部」）や千葉県子どもと親のサポートセンター（以下「子サポ」）を中心に、早期からの教育相談が充実するとともに、幼稚園等における特別

インクルーシブ教育システムとは

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）：（平成24年7月）では、障害者の権利に関する条約第24条によればとして、以下のように記載されている。

『インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が「general education system」（「教育制度一般」）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が、提供される等が必要とされている。』

【図7】インクルーシブ教育システムとは



【図8】連続性のある「多様な学びの場」について

支援教育の推進を図ることができました。

小・中学校等においては、交流及び共同学習の推進、合理的配慮の適切な提供、校内支援体制の充実などの成果が挙がっています。高等学校においては、通級による指導の実施、特別支援教育支援員の配置などにより、障害のある生徒一人一人に応じた学びの充実を図ることができました。特別支援学校においては、複数の障害種に対する教育機能の追加、小・中学校等の児童生徒への通級による指導の展開など、多様な教育機能の活用を図るとともに、外部人材を活用し、授業の改善や進路指導に関する専門性の向上を図ることができました。また、新設校の開校、教室棟や作業棟の増築、スクールバスの増車など特別支援学校の過密状況への対応を進めることができました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、パラスポーツを通じた交流が多く为学校等で行われ、障害者理解が進んだことも大きな成果です。

特別支援教育に関する教員の専門性の向上に努め、障害やインクルーシブ教育システム、適切な指導・支援の在り方などについて理解が進みました。特別支援学校や特別支援学級教員の特別支援学校教諭免許状の取得については、どちらも全国平均を上回ることができました。

3 主な課題

様々な成果と同時に、一方で課題も生じています。

教育相談や教育支援体制のより一層の充実を図るために、教育相談担当者の専門性向上、幼稚園等における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を更に進める必要があります。小学校就学前の幼児の多くが私立幼稚園や保育園等に通っており、小学校入学後の指導・支援の充実のためには、私立幼稚園等への対応について検討していくことが必要です。

また、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進・充実に向けて、今後も各学校の特別支援教育の中心となる特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級による指導担当教員をはじめ全ての教員の専門性の向上を図ることが必要です。また、小・中学校の特別支援学級での指導や通級による指導の充実、始まったばかりの高等学校における通級による指導の充実、小・中学校等における自立活動の充実など、課題は多くあります。

特別支援学校の計画的な整備については、今後も過密状況への対応が必要な地域があり、引き続き取り組んでいく必要があります。

さらに、ICTの利活用による教育の質の向上、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援体制の整備・充実、交流及び共同学習を推進するための副次的な籍の導入の検討なども、今後進めていかなければなりません。特別支援学校設置基準への対応についても各学校の実状に合わせて検討していく必要があります。

第2次計画の成果と課題（詳細については、資料編に記載してあります）を踏まえ、第3次計画を策定するとともに、第3次計画の取組を着実に進めていかなければなりません。